

盛岡広域都市計画間野々第2地区地区計画（矢巾町決定）

盛岡広域都市計画間野々第2地区地区計画を次のとおり決定する。

名 称		間野々第2地区地区計画	
位 置		矢巾町大字間野々第10地割の一部	
面 積		約0.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR矢幅駅から南東に位置しており、国道4号と接続している道路交通の利便性が優れている地域である。</p> <p>このような立地条件を生かし、地域住民の働く場の創出等を見込める産業施設の立地及び人や物の行き交う道路の特性を活かすことができる沿道サービス施設等の立地を誘導する地域とし、適正な土地利用の誘導を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用に関する方針	<p>産業及び沿道サービス等、人や物の行き交う道路の特性を活かすことができる施設の立地を図るための土地利用とする。</p>	
	地区施設の整備の方針		
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用方針に基づき、周辺環境と調和した建築物等の用途の制限を定める。</p>	
地区	地区施設の配置及び規模	道路	
		公園及び緑地	敷地面積の規模に応じて設置すること。
区域整備計画	建築物等の用途の制限	<p>本地区に建築できる建築物は次のとおりとする。（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（る）項第一号及び第二号に掲げる建築物を除く）ただし、地区計画の決定告示の際、現に存するこの制限に適合しない建築物及び土地については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務所 2 研究所 3 工場 4 倉庫業を営む倉庫その他これに類する倉庫 5 自動車修理工場 6 沿道サービス施設で別表第1に掲げるもの 7 前各項に掲げる建築物に附属するもの 	
備考			

「区域は、計画図表示のとおり」

別表第1

- 1 沿道サービス施設であること
道路の円滑な交通を確保するために設けられる沿道サービス施設で、次の要件を具備すること。
 - (1) 次のいずれかの建築物であること。
 - ア 自動車の運転者の休憩のための施設（日本標準産業分類によるコンビニエンスストア、食堂、レストラン、日本料理店、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他の専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店及び他に分類されない飲食店に限る）で、他の用途と兼ねないもの。
 - イ ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド、自動車用天然ガススタンド、自動車用水素スタンド、自動車用充電スタンド又はこれらに類する燃料補給施設であるもの。
 - (2) 規模に応じた適切な規模の駐車場を有すること。
 - (3) コンビニエンスストアにあつては、次の要件を具備すること。
 - ア 敷地面積は、1,000 m²以上とすること。
 - イ 建築物は、売場に附属する事務室及び倉庫等のスペースを含め延床面積を250 m²以下とすること。
 - ウ 運転手及び同乗者が自由に利用できる便所を設けること。
 - エ 施設の主たる機能とはいえない住宅、宿泊施設及び遊戯・娯楽施設の併設をしないこと。
 - (4) ガソリンスタンド等にあつては、自動車整備のための施設を併設する場合、延べ床面積（キャノピーを除く。）の過半を超えないこと。